鹿児島市都市計画審議会議事運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、鹿児島市都市計画審議会条例(平成12年条例第28号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、鹿児島市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の 運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

- 第2条 会長は、やむを得ない場合のほか、会議の5日前までに会議の日時、場所及び付議事項について委員及び議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。
- 2 会議は原則として公開とする。ただし、会長は、必要と認めるときは、出席した委員の3 分の2以上の賛成により非公開とすることができる。
- 3 会長は、傍聴人が議事の妨害となる言動をしたときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずる ことができる。

(代理出席)

第3条 条例第2条第1項第3号及び第4号の委員並びに行政機関の職員である臨時委員は、 やむを得ない事情がある場合は、委任状を付与して代理者を出席させることができる。 (欠席)

第4条 委員及び臨時委員は、招集を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(専門委員)

第5条 専門委員は、会議に出席し、会長の許可を得て、又は会長の求めに応じて意見を述べ、 又は説明することができる。

(委員、臨時委員及び専門委員以外の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員以外の者を会議に 出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(議事録)

- 第7条 審議会の会議については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録には、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 議案名
 - (2) 審議会の日時及び場所
 - (3) 出席した委員の氏名
 - (4) 議事の内容
- 3 会長は、議事に先立ち、議事録署名委員2名を指名するものとする。

(都市計画評価小委員会)

第8条 都市計画法第21条の2の規定に基づく都市計画決定等の提案について審議するため、都市計画提案評価小委員会(以下「小委員会」という。)を設置するものとする。

- 2 小委員会は、6人以内の委員をもって組織する。
- 3 小委員会の委員は、条例第2条第1項第1号に規定する学識経験のある者の中から会長が 審議会に諮って定める。

(雑則)

第9条 この細則に定めのない事項で必要なものは、会長が定める。

付 則

この細則は、平成12年6月26日から施行する。

付 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成19年5月15日から施行する。